

【男女の賃金の差異】の情報公表

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	70.9%
正職員	98.4%
非正規職員	98.6%

付記事項

- ・対象期間：令和5年事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
- ・非正規職員：パートが該当 派遣社員を除く
- ・賃金：通勤手当、退職金を除く。

差異についての補足説明

女性が中心の職場であるが、女性の短時間ホームヘルパーを多数抱えることから、全労働者の男女の賃金の差異が大きくなっています。